

平成28・29年度 建設工事競争入札参加資格審査申請 （随時申請）の添付書類について

1 共通の添付書類について

建設工事の共通の添付書類は、以下のとおりです。建設コンサル、物品・役務の共通添付書類については、それぞれのページをご覧ください。

添付書類は綴じて郵送してください（証明書等の原本以外の全ての書類をA4サイズにし、左上一カ所をホチキス等で留めてください）

郵送の際には、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず郵便書留で送付してください。

なお、受付窓口はありませんので、持参されても受け付けることは出来ません。

共通の添付書類のほかに、申請先の各自治体へ提出する必要がある個別の書類がありますので、ご注意ください。

（1）送付先：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県庁県土整備部建設企画課内 群馬県CALS／EC市町村推進協議会

※インターネットによる申請入力の際に印刷される添付書類送付票下の「提出先」を点線で切り取り、郵送先宛名として封筒に張り付けて送付してください。

なお、お送りいただいた書類（切手を含む）は返却いたしません。

（2）綴り方：表紙に「共通添付書類送付票」を、二枚目に「誓約・同意」として、以下に示す添付書類の左上をクリップやホチキスで綴じてください。

また、添付書類を綴じる際は次に示す「共通添付書類送付票」に記載している順番に並べて綴じてください。特に「誓約・同意」の付け忘れが多く見受けられます。また、こちらに押印するようお願いいたします。

なお、申請する自治体が複数あっても、送付する書類は1組で構いません。（申請する自治体数分を送付して頂く必要はありません。）

（3）送付票等：インターネットによる申請入力の際に印刷される送付票を使用してください。

業種毎に異なりますので建設工事の送付票等を使用してください。

建設工事・・・・・・・・・・ 共通添付書類送付票、誓約・同意

申請内容等に誤りがあった場合などには、お問い合わせをすることがありますので、必ず添付書類の控えを保管しておいてください。

※「共通添付書類送付票」「誓約・同意」と以下に示す添付書類を提出してください。

添付書類は以下のとおりです。法人事業者と個人事業者で異なります。

法人の場合																															
1 国税の納税証明書	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。</p> <p>法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 国税官署（税務署）発行の「その3の3」様式</p> <p>※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人の確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証など身分を証明する書類を忘れずに持参してください。</p>																														
2 県税の納税証明書 群馬県に申請する場合	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。</p> <p>（県内業者） 最寄りの行政県税事務所発行の「第45号の3」様式（完納証明書）</p> <p>（県外業者） 群馬県内に委任先営業所がある場合のみ、上記証明書を提出してください。</p> <p>※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証など身分を証明する書類を忘れずに持参してください。</p> <p>※2 県外業者の提出の例 例 本店が埼玉県で、群馬県内の営業所に委任する場合 群馬県税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>※3 県以外の団体のみに申請される場合は、県税の納税証明書は必要ありません。</p> <p>※4 納税証明申請書は、県税は県ホームページから、国税は国税庁ホームページからダウンロードすることができます。</p>																														
3 市町村税の納税証明書 市町村および一部事務組合に申請する場合	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。</p> <p>以下の「ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体」に本店及び委任先営業所が所在する事業者について、市町村発行の完納証明書（未納のない証明）を提出して下さい。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体 (平成28年3月現在)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前橋市</td> <td style="text-align: center;">高崎市</td> <td style="text-align: center;">桐生市</td> <td style="text-align: center;">伊勢崎市</td> <td style="text-align: center;">太田市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">沼田市</td> <td style="text-align: center;">館林市</td> <td style="text-align: center;">渋川市</td> <td style="text-align: center;">藤岡市</td> <td style="text-align: center;">富岡市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安中市</td> <td style="text-align: center;">みどり市</td> <td style="text-align: center;">吉岡町</td> <td style="text-align: center;">下仁田町</td> <td style="text-align: center;">嬭恋村</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">みなかみ町</td> <td style="text-align: center;">玉村町</td> <td style="text-align: center;">板倉町</td> <td style="text-align: center;">明和町</td> <td style="text-align: center;">千代田町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大泉町</td> <td style="text-align: center;">邑楽町</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">群馬東部水道企業団</td> </tr> </table>	ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体 (平成28年3月現在)					前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市	安中市	みどり市	吉岡町	下仁田町	嬭恋村	みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	群馬東部水道企業団		
ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体 (平成28年3月現在)																															
前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市																											
沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市																											
安中市	みどり市	吉岡町	下仁田町	嬭恋村																											
みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町																											
大泉町	邑楽町	群馬東部水道企業団																													

	<p>※1 市町村において完納証明が発行できない場合は、以下の税目に対する滞納が無いことを証明する納税証明書を直近1カ年度分提出してください。</p> <p>○法人の場合：固定資産税、市町村県民税(特別徴収分)、軽自動車税、法人市民税</p> <p>○個人の場合：固定資産税、市町村県民税、軽自動車税、国民健康保険税</p> <p>※2 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証など身分を証明する書類を忘れずに持参してください。</p> <p>※3 提出の例</p> <p>例1 本店が群馬県前橋市で委任先営業所が無い場合 前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>例2 本店が埼玉県さいたま市で、群馬県前橋市に所在する営業所に委任する場合 前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>例3 本店が群馬県高崎市で、群馬県太田市に所在する営業所に委任する場合 高崎市税と、太田市税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>※4 群馬県のみ申請される場合は、市町村税の納税証明書は必要ありません。</p> <p>※5 課税実績が無い場合は、課税実績が無いことを証明する納税証明書を提出してください。自治体によっては、課税実績が無い場合にも完納証明書が発行される場合や、非課税証明書等の名称で、課税が無い証明書を発行している場合があります。 課税が無いことを証明する証明書が発行できない場合は、法人等設立届出書を提出してください。</p>
4 登記事項証明書	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。</p> <p>※ 法務局が発行したものを添付してください。</p>
5 障害者雇用状況報告書 (写) 該当する場合のみ	<p>※1 審査基準日(申請日が属する月の1日)の直前の6月1日時点において、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条」に定める報告義務のある方(原則として、除外率により除外すべき労働者数を控除した常用労働者数が50人以上。詳細は管轄の公共職業安定所(ハローワーク)に確認してください。)は、公共職業安定所の</p>

	<p>長に提出した障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。</p> <p>※2 審査基準日（申請日が属する月の1日）の直前の6月1日時点において、※1の報告義務のない方で障害者を1人以上雇用している場合は、雇用している方の身体障害者手帳等の写しの他に常勤性を確認する資料（健康保険被保険者証（写）等）を提出してください。</p>
6 営業所一覧表	<p>※1 申請日が属する月の1日時点のものを提出してください。</p> <p>※2 建設業許可申請書（様式第1号）及び営業所一覧表（様式第1号 別紙2）や変更届出書（様式第22号の2 第2面）など、許可権者に提出した副本（写し）を提出してください。</p> <p>※3 許可権者の受付印が押された表紙の写しも添付してください。</p>
7 行政書士委任状 該当する場合のみ	<p>※1 入札参加資格申請手続を行政書士に委任する場合のみ提出してください。</p> <p>※2 様式はこちらからダウンロードできます。参考様式を必ず使用してください。</p> <p>https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html</p>
<p>以下の書類は郵送ではありません。電子ファイルで作成し、本登録の際にシステム内で指定の場所に添付してください。（詳しくはぐんま電子入札共同システムポータルサイトに掲載している「入札参加申請にかかる入力の手引き」を御覧ください）</p>	
8 工事経歴書	<p>※1 申請日が属する月の1日時点で有効な経営事項審査結果を受けたものを添付してください。</p> <p>※2 様式は建設業法施行規則〔様式第2号〕です。</p> <p>※3 作成方法は経営事項審査における作成方法と同じです（経営事項審査用に提出したものと同一のもので結構です）。</p> <p>※4 直前2期分を添付してください。実績がない場合でも「実績なし」で作成し添付してください。</p> <p>※5 様式はこちらからダウンロードできます。</p> <p>https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html</p>
9 技術職員名簿	<p>※1 申請日が属する月の1日時点で有効な経営事項審査結果を受けたものを添付してください。</p> <p>※2 様式は建設業法施行規則〔様式第25号の11 別紙2〕です</p> <p>※3 作成方法は経営事項審査における作成方法と同じです（経営事項審査用に提出したものと同一のもので結構です）。</p> <p>※4 様式はこちらからダウンロードできます。</p> <p>https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html</p>
<p>個人の場合</p>	
1 国税の納税証明書	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。</p> <p>所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書</p>

	<p>国税官署(税務署)発行の「その3の2」様式</p> <p>※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人の確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証など身分を証明する書類を忘れずに持参してください。</p>																														
<p>2 県税の納税証明書 群馬県に申請する場合</p>	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。</p> <p>(県内業者) 最寄りの行政県税事務所発行の「第45号の3」様式(完納証明書)</p> <p>(県外業者) 群馬県内に委任先営業所がある場合のみ、上記証明書を提出してください。</p> <table border="1" data-bbox="512 633 1425 994"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体 (平成28年3月現在)</td> </tr> <tr> <td>前橋市</td> <td>高崎市</td> <td>桐生市</td> <td>伊勢崎市</td> <td>太田市</td> </tr> <tr> <td>沼田市</td> <td>館林市</td> <td>渋川市</td> <td>藤岡市</td> <td>富岡市</td> </tr> <tr> <td>安中市</td> <td>みどり市</td> <td>吉岡町</td> <td>下仁田町</td> <td>嬭恋村</td> </tr> <tr> <td>みなかみ町</td> <td>玉村町</td> <td>板倉町</td> <td>明和町</td> <td>千代田町</td> </tr> <tr> <td>大泉町</td> <td>邑楽町</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">群馬東部水道企業団</td> </tr> </table> <p>※1 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証など身分を証明する書類を忘れずに持参してください。</p> <p>※2 県外業者の提出の例 例 本店が埼玉県で、群馬県内の営業所に委任する場合 群馬県税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>※3 県以外の団体のみ申請される場合は、県税の納税証明書は必要ありません。</p> <p>※4 納税証明申請書は、県税は県ホームページから、国税は国税庁ホームページからダウンロードすることができます。</p>	ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体 (平成28年3月現在)					前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市	安中市	みどり市	吉岡町	下仁田町	嬭恋村	みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	群馬東部水道企業団		
ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体 (平成28年3月現在)																															
前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市																											
沼田市	館林市	渋川市	藤岡市	富岡市																											
安中市	みどり市	吉岡町	下仁田町	嬭恋村																											
みなかみ町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町																											
大泉町	邑楽町	群馬東部水道企業団																													
<p>3 市町村税の納税証明書 市町村及び一部事務組合に申請する場合</p>	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。</p> <p>以下の「ぐんま電子入札共同システム 共同利用参加団体」に本店及び委任先営業所が所在する事業者について、市町村発行の完納証明書(未納のない証明)を提出して下さい。</p> <p>※1 市町村において完納証明が発行できない場合は、以下の税目に対する滞納が無いことを証明する納税証明書を直近1カ年度分提出してください。</p>																														

	<p>○法人の場合：固定資産税、市町村県民税(特別徴収分)、軽自動車税、法人市民税</p> <p>○個人の場合：固定資産税、市町村県民税、軽自動車税、国民健康保険税</p> <p>※2 証明書請求の際には、請求に来られた方の本人確認をさせていただきますので、運転免許証や健康保険証など身分を証明する書類を忘れずに持参してください。</p> <p>※3 提出の例</p> <p>例1 本店が群馬県前橋市で委任先営業所が無い場合 前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>例2 本店が埼玉県さいたま市で、群馬県前橋市に所在する営業所に委任する場合 前橋市税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>例3 本店が群馬県高崎市で、群馬県太田市に所在する営業所に委任する場合 高崎市税と、太田市税の完納を証明する納税証明書が必要です。</p> <p>※4 群馬県のみ申請される場合は、市町村税の納税証明書は必要ありません。</p> <p>※5 課税実績が無い場合は、課税実績が無いことを証明する納税証明書を提出してください。自治体によっては、課税実績が無い場合にも完納証明書が発行される場合や、非課税証明書等の名称で、課税が無い証明書を発行している場合があります。</p>
4 身分証明書	<p>申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。写し可。</p> <p>※1 本籍のある市区町村が発行したものを添付してください。 (自動車運転免許証やパスポートのことではありません。)</p>
5 障害者雇用状況報告書 該当する場合のみ	<p>1 審査基準日(申請日が属する月の1日)の直前の6月1日時点において、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条」に定める報告義務のある方(原則として、除外率により除外すべき労働者数を控除した常用労働者数が50人以上。詳細は管轄の公共職業安定所(ハローワーク)に確認してください。)は、公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。</p> <p>※2 審査基準日(申請日が属する月の1日)の直前の6月1日時点において、※1の報告義務のない方で障害者を1人以上雇用している場合は、雇用している方の身体障害者手帳等の写しの他に常勤性を確認する資料(健康保険被保険者証(写)等)を提出してください。</p>

6 営業所一覧表	※1 申請日が属する月の1日時点で有効な建設業許可の状況で提出してください。 ※2 建設業許可申請書（様式第1号）及び営業所一覧表（様式第1号 別紙2）や変更届出書（様式第22号の2 第2面）など、許可権者に提出した副本（写し）を提出してください。 ※3 許可権者の受付印が押された表紙の写しも添付してください。
7 行政書士委任通知書 該当する場合のみ	※1 入札参加資格申請手続を行政書士に委任する場合のみ提出してください。 ※2 様式はこちらからダウンロードできます。参考様式を必ず使用してください。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html

以下の書類は郵送ではありません。

電子ファイルで作成し、本登録の際にシステム内で指定の場所に添付してください。（受注者ポータル
のダウンロードから様式がダウンロード出来ます。）

8 工事経歴書	※1 申請日が属する月の1日時点で有効な経営事項審査結果を受けたものを添付してください。 ※2 様式は建設業法施行規則〔様式第2号〕です。 ※3 作成方法は経営事項審査における作成方法と同じです（経営事項審査用に提出したものと同一のもので結構です）。 ※4 直前2期分を添付してください。実績がない場合にも「実績なし」と記載し、作成してください。 ※5 様式はこちらからダウンロードできます。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html
9 技術職員名簿	※1 申請日が属する月の1日時点で有効な経営事項審査結果を受けたものを添付してください。 ※2 様式は建設業法施行規則〔様式第25号の1 1 別紙2〕です。 ※3 作成方法は経営事項審査における作成方法と同じです（経営事項審査用に提出したものと同一のもので結構です）。 ※4 様式はこちらからダウンロードできます。 https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/Download/index.html

2 個別に申請自治体に対して提出する必要のある書類について

申請者の状況によっては、委任状をはじめとして申請先の各自治体に対して個別に提出する必要がある書類があります。**この書類を提出して頂かないと、申請内容を受理した場合でも、各自治体から資格者として認定されません。**忘れずに申請先の各自治体へ提出してください。

提出書類の種類等の詳細は、[各自治体](#)に確認してください。

各自治体に提出していただく個別の書類については、ヘルプデスク及び協議会に確認していただいても回答することが出来ません。

また、協議会宛に送付する共通の添付書類と一緒に協議会宛に送付しても、協議会から各自治体に対して送付する事は出来ません。